

国土建第140号

平成24年 7月 4日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、平成24年5月1日付けで建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部改正が行われ、特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなった。

このため、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成15年11月7日付国総入企第28号）において通知した「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり改正し、許可行政庁及び発注者あてに発出したところであるので、参考までに送付する。